

「幻の労働力プール構想」の目的と今日的意義

日刊建設工業新聞 取締役編集部長

佐藤正則

目次

「幻の労働力プール構想」の目的と今日的意義

日刊建設工業新聞 取締役編集部長 佐藤 正則

参考資料

- 一、日建連の建設労働力対策基本計画（昭和四六年）
における労働力プール構想について……………28

労働省資料

一、全建総連の対応と見解

1. 建設労働力対策基本計画の背景とこの一年の推移……………32
全建総連第十二回定期大会資料
2. 建設労働力プール化構想による支配……………37
労働力は労働組合が握るべきもの
全建総連第十二回定期大会議案抜粋
3. ご破算にした東京出稼者センター……………39
建設労働力プール化構想の一翼くずれる
全建総連第十三回定期大会議案抜粋

「幻の労働力プール構想」の目的と今日的意義

日刊建設工業新聞 取締役編集部長 佐藤 正則

ただいまご紹介いただきました、建設工業新聞社の佐藤です。これを機会に改めて建設工業新聞と全建総連の皆さんとの距離を、今まで以上に近くしていただければと考えております。

本日の私の講演のテーマは、「幻の労働力プール構想」の目的と今日的意義 注 付 録・プール構想概念図参照)ということですが、さすが全建総連だと思います。労働力プール構想というものを、今日的意義」という形でとらえていただいたことは、記事を書いたものとして、私はちょっとうれしかったのです。

二十五年前に正確な現状認識

私は昭和四十五年当時、このプール構想というものを日建連が一生懸命やっている、日建連ばかりでなく、サブコン団体全てが集まって検討しているという記憶はあるのですが、私の入社は昭和四十三年でして、どうい内容だったか覚えておりません。ではなぜ今度こんな取材をする気になったかということ、業界も、行政もそうですが、鳴り物入りで構造改革だの政策大綱だの、入札制度だのと言ってきましたが、バブルがは

じけて建設工事が少なくなった途端に「仕事がない、受注競争だ。他社に負けてはならないからこの札で落とせ」結果的にサブコンにしわ寄せが行く。サブコンがしわ寄せを受ければ、現場の技能労働者の賃金にその影響が出てくるのは当然の話です。そういう意味では建設産業の問題点や課題は、何も変わらなかったといっているのでしょうか。何のための構造改善事業なのかということでもあります。

しかしこれは私自身にとっても、天につばするようなものでして、今の構造改善プログラムが平成元年に出されたとき、とにかくこれで一点突破を図ろうとして、私たちもキャンペーンを張りました。あちこちでシンポジウムを開きましたが、結果的に何の支援にもならなかった。何の効果もなかったのです。そういう意味では虚しい気がしているわけです。

ですから何か今までと同じとらえ方とか視点ではなく、この問題をとらえるきっかけというか、より所というか、そういうものが何かないものかと考えてみたところで、ああそうだ、プール構想があった、ということであるんな資料を集めたり、取材をしてみると、これが素晴らしいものに思えたんです。何が素晴らしいかという点、今の政策大綱や構造改善だのとカッコつけて言っている問題点や課題を、二十五年前に全部正確にとらえていることです。そういう意味では、現状認識という点、建設産業が現在置かれている状況を見つめる能力は、業界も、行政も、労働組合も二十五年前より遅れて

いるような気がします。

官主導の構造改善

建設産業ビジョン

政策大綱の前に建設産業ビジョンというものがありません。昭和五十六年に静岡県で談合事件が起きまして、世間から「やっぱり建設産業はそういうものか」と批判を浴びてマスコミにキャンペーンを張られたときに、「悪うございました。建設産業はこれまでの悪しき点を改善して、必ず社会的信用をかちとるために挑戦的で活力ある産業をめざします」という建設産業ビジョンを昭和六十一年に書き上げたわけです。

私はその時、「これは六〇点ですね」といいました。「六〇点とは酷すぎる。では四〇点の減点はどこか」と聞きますので、「元下関係と労働問題、これらについてほとんど触れられていない、新機軸が何も無い。これで二〇点減点。あとの二〇点の減点は、初めて建設業界における談合が社会の目にさらされた時、業界だけでなく、政治家などが介在しているということ、このことを排除すべきだと言ってきたし、そのことに触れるべきだと言ってきたが、その部分は『暴力団などの経済的圧力の排除』とたった一行しかない。これでは大負けに負けても六〇点だ」と言ったわけです。

産業構造改善プログラム

その後、平成元年に産業構造改善プログラムをつくりました。あの時は、私どもはキャンペーンを張って構造改善の実効を上げようとしていましたから、建設省に行きまして、建設産業構造改善法という法律をつくったらどうだ「つまり、構造改善プログラムを一生懸命やったところには何らかのメリットを与え、一生懸命やらない企業は何らかのペナルティを与える。それ位の法律をつくったらどうだ」といいました。

しかしその時の建設省の意向は、現行法で十分カバーできる」というものでした。例えば、建設業法がある、独禁法がある、会計法がある。いろいろあるのですからそういうものをつまぐ組み合わせれば、ということだったのです。でも考えてみると、そういった現行法なんて何十年前からあるわけなので、その法律が適正に機能しているのなら、構造改善プログラムを書かなくても良いはずなのです。機能していなかったから、努力してもほめられないし、なまけてもペナルティがあるのでない、という形で来たのではないか。そんな気持ちがあったのでした。

平成五年度に入札制度改革、つまり指名入札制度を改めて、一般競争入札にすれば透明になる、競争性も公正さも確保されるというのがマスコミの論調ですが、果たしてそうでしょうか。ただ入札契約制度は、実施されてから実質まだ一年半位しか経っておりませんから、その結果を待つべきで、現段階であたこうだというのはちよっ

と早計に過ぎるかも知れません。

建設産業政策大綱

次に出されたのが建設産業政策大綱ですが、これが昨年です。産業政策大綱ですから、産業より大きな上位のものがあるわけです。つまり、国家とか社会とか。だから国の方針とか社会の価値観とか言うものがあって、それに沿って始めて建設産業政策大綱が決まるべきなのです。建設産業政策大綱が国の方針や社会の価値観と全く別個に独立して、「こうありたい」とか「これに向かって進みたい」と言ってもできるわけではない。そういう意味で、あの政策大綱に書いてあることは決して悪いことではないが、あれが国の方針なのかどうか、私にはよくわからない点があります。あの中に「エンドユーザーにトータルコストで良いものを安く」と書いてありますが、それならば国としては少なくとも公共工事に直接関係する会計法、会計検査院法の二つだけでも考え直さなければならぬのではないか。この二つの現行法は、エンドユーザー（消費者）にトータルコストで良いものを安くつくらせるための法律にはなっていない。

非常に乱暴な言い方をすれば、エンドユーザーにトータルコストで良いものを安くということならば、仮に買うときは高いものでも、ライフサイクルコスト（注）で見ればやはり良い買い物をしたと感じられることがトータルコストで安いものだと思います。

すが、会計法も会計検査院法も、最初買うときの価格をいかに安く買うかしか考えていません。あの法律は、生産者側、売り手側をしばる法律ではないのです。不正をしないように買う側をしばっているにすぎません。それは当然です、扱っているのは公的資金ですから。できるだけ安く買いなさい、それでできるだけ公的資金は公正に支払いなさいという法律でよいのです。

しかし、安く買うことを目的とする法律を厳然として置いておいて、突然良いものを安くといっても、ちょっと無理があるわけなのです。政策大綱で言った「エンドユーザーにトータルコストで良いものを安く」という言葉は良い言葉です。ならば会計法も会計検査院法も、それに関係する部分は変えましょう」と同時進行されるべきですが、ほとんどしません。会計検査院法は、積算でこうなっている」という判断でしかない。

(会計検査院)「三台使えとっているのに」、「(施工者)いや二台の方がずっと効率的です」、(会計検査院)「でも積算では三台使えと書いてある」。施工者が二台の方が効率が良いといっても三台使えというのが会計検査院法です。私はそれが悪いといっているわけではありません。そういう法律ですから仕方がない。しかし、政策大綱といっても関連する法律の整合性を、すぐ検討して変えていくという勇氣、意欲がない限り、あまり効果が上がらないのではないかなという気がいたしております。

(注)施工費だけでなく、企画・設計の費用(コスト)や維持・修繕の費用を含めたコスト。トータルコ

ストも同じ意味で使われている。

政府の「委員会」

結局あの政策大綱をつくるときも、一年ちよつと政策委員会で議論したのですが、メンバーには、学識経験者のほかに業界のそれぞれの階層別、職種別の団体代表が集まったわけです。そうするとそれぞれの利益代弁者としてしかものが言えなくなるわけです。元請とサブコン、サブコンと労働者、あるいは元請と発注者、それぞれ利害が一致するはずがないのです。それでも代表選手を集めて、君たちの業界は政策大綱に何を反映させたいのと言いなさい」と言っても、まとまったことが言えるわけではない。最終的に成文化するときには最大公約数でまとめざるをえないのです。文言そのものは悪くないと思っても、では何をすればいいのかとなると、非常にその辺があいまいになつてしまわざるを得ない。

欠けている「現場からの視点」

昭和六十一年建設産業ビジョン、平成元年の構造改善プログラム、平成六年の政策大綱と、この三つに共通していることがあります。一つには、官主導でつくったものという事です。官側の呼び掛けに応じて業界が委員なり意見を出してつくられたもの

です。

二番目にこの三つの政策には、これをやることによって受注が増えるとか、あるいは業界への社会的評価ないしは産業界の評価が上がるとか、それを守らないと、結果として受注が減りますよとか、指名から外されますよとか、そういった意味のメリット、デメリットが明示されていないのです。いやな言葉ですが、「アメ」も「ムチ」も両方ともないということですよ。

三つめには、行政も業界も事業主も政策の効果が実際出ようが出まいが、誰も責任を取らなくてもよいようになってきているということですよ。「構造改善などはそれぞれの企業なり人が自主的に自分たちでやるべきものでしょう。」たしかにその通りです。でも誰も責任を取らなくていいスタイルを変えない限り、日本の建設産業ではなかなか効果が上がらないのではないかと考えています。

四つめに、これは最大の問題だと思っっているものですが、三つの政策のどれを取っても、政策の視点は、経営者サイド、行政サイドからのものだという事です。生産サイド、現場サイドの声はほとんど組み込まれていません、というよりその視点から産業界を見ていないのです。建設業はものをつくる産業でしょう。生産産業なのです。私は建設産業のいろんな弱点を見つめ、どうすべかを考えるとき、生産の観点から見る必要があると思うのです。建設業に起こっている問題、起こりうる問題全て生産の

観点から見つめて対応することによって、現実には密着した的確な対応ができ、展望が見えたり、考えつくのではないのでしょうか。そういう視点がないのです。

では誰が生産サイドから物事を見つめて意見を出せるのか。誰もいないのです。行政サイドというのは発注者としての考えでしかありません。または行政としての観点からしかものを見てません。ゼネコンもサブコンも生産サイドから見ないで受注サイドから見るとは、

では皆さんのような労働組合組織が生産の視点をもっているかといえば、そうでもない。こんなことを言うのと叱られそうですが、やはり労働者サイドから見ることはできません。生産産業でありながら、なんでこんなに生産側から建設産業を見られないのか。建設生産という考え方、とらえ方、概念が間違っているからだと思わざるをえません。

十五年ほど前から私は、馬鹿の一つ覚えのように書いているのですが、建設生産というのは非常に乱暴に言うことになると思います。まず発注者があります。設計監理者があり、土木ですとコンサルに当たるでしょう。そして専門工事業者があり、その中に当然技能労働者がいる。建設産業の場合、生産というところ（施工者と現場）を考える。でも生産というのは、その前に多くの段階があるわけです。計画を立てて企画して設計をして測量をして、建設生産というのはそこまで含めた全体の

ことなのですが、そのとらえ方が全然できていない。企画立案、測量をしなければ建設は全然スタートしないわけで、一気通貫で川上から川下まで「こつこつものをつくるぞ」という共通の目的意識が流れていない限り、本当の意味での効率的生産なんかできない。

ところが現実はそうではない。設計段階では「おれたちは請負と違う」「あなた方は受注者の分際で偉そうなことを言うな」つまり建設生産は全くの分業になってしまっています。分業がすべて悪いといっているわけではないのですが、一気通貫で、共通の目的意識が流れていなければいけないのに、現実には権限の分割になってしまっている。そのため建設生産は川上から川下まで円滑に流れるようにはなっていない。この状態をそのままにして建設産業の全ての問題点を見ても意味のないことです。

生産関係が力の強弱関係に

発注者は施工者を受注者としては見ているけれども、生産パートナーとしては見えていないでしょう。設計監理者も、おれたちは請負業者とは違うよ、アーキテクトだもの」というに違いありません。元請と専門工事業者は運命共同体、車の両輪だと三十年以上言ってきたいますが、基本的には専門工事業者はゼネコンにとって工事量の増減の安全弁です。サブコンはサブコンで、技能労働者のことをやはり同じような安全弁的

な形でしかとらえていない面があります。

そこでどんな生産構造になってしまったかというところ、工事を計画して企画して、施工・竣工という流れを考えれば、これは時間差として縦軸にとっても良いのでしょうか、ところが、これを見事に力の強弱関係にできてしまっています。時間と金は上から取っていくのですから、下にいくほどきついです。この縦構造、この力の関係、立場の上下関係、この形を変えなければ、日本の建設業の本当の意味での発展はないと考へざるをえない。

プール構想の今日的意義——その一

この関係の不合理性、片務性はこここの関係にあるんだよということをしつかりとらえて、最終工程で生産を担っている技能労働者の賃金をアップして、生活を保障してやって、そうすることによって建設業全体の不合理な関係を直そうとした。それがあの労働力プール構想だったのです。

二十五年前にそこに着目して、まずこここのところから変えようといった発想の的確さ、私はこれが労働力のプール構想の今日的意義の第一番目だと思います。今はそれぞれの責任範囲と業務領域を、これは発注者の仕事、これは設計監理の仕事、これは元請の仕事、誰にも分けられないほど境界線があいまいになっている。

プール構想の今日的意義 —— その二

それから、生産コストの不透明さに問題があると考えています。とにかく設計単価と見積単価と実行単価が違うのですから、どれが本当の値段なのか誰にも答えられない。物ならばそれでもよいでしょう。しかし現場で働く人たちの賃金まで変動相場、物並みなのです。商品の価格が市場での需要と供給の関係で決まるのは完成品ならば仕方がない。工場生産で出来上がったものを在庫にしておきたくないから、安価でさばく。それならば良いが、現場技能者は生産行為をこれからするのです。その報酬を資材と同じ変動相場制にするわけです。これではコストは見えなくなるのは当たり前です。

労働力プール構想では、この物並みの変動相場を止め、それぞれの地区の職種ごとの技能度において標準賃金を設定しようと思いました。技能労働者の賃金をリースナブ（合理的）なかたちで固定して、これ以上、下がらないようにしようとしたのです。そのために労働力を地域ごと、職種ごとにプールする。それぞれの職種ごとに標準賃金を定めようとしたのです。これがあのプール構想の今日的意義の第二です。

プール構想の今日的意義 —— その三

意義の第三番目は、官側の発想ではなく純粹に業界自身が自らの発想で実行しようとしたことです。しかもそれを提案して資金も出そう、といったのが元請団体であった。

元請団体が頑張ろうといったのです。元請が先頭に立って、行動をする、資金も出す、意見も言う。そのことによって下請と技能労働者のボトムアップ（底上げ・地位向上）を図ろうとしたのです。それが結果として建設業の近代化に結びつくはずだし、元請自身の地位向上になり、長い目で見れば利益の向上につながるはずだと見通したわけです。つまり、生産側から構造改善を考えたということでしょう。

要するに行政側から構造改善を考えると、基本的な発想は産業を管理する、という発想になりがちです。これはある程度仕方がない。だから産業構造の改善は、業界自らがやらなくてはいけない。お仕着せで「こうやりなさい」と官側から言われても、これでは駄目です。

プール構想の今日的意義——その四

それから今日的な意義の第四番目は、やはり当時の業界幹部の人たちが偉いなと思うのですが、建設業の変化とか周辺環境の変化とかいったマクロな情勢において、五年・十年・十五年先を正しく見通していたということ。当時の日建連の労働委員会「なぜこれをやるのか」を検討した結果を見ると、あの当時に、二十年先の情勢をよく予測しています。予測したのは今から二十五年前ですが、機械化工法の時代が来るといみじくも予言しています。また他産業に労働力が流出して、このままでは若者に

嫌われるということも必死になって訴えておりますし、建設産業そのものが社会から信用ある産業として認められない、産業のイメージが非常に悪くなるということまで書いているわけです。これは政策大綱にも構造改善にもみんな書いてあることでしょう。

そしていろんなことをやらなければいけないのだが、まず生産現場を支えている技能労働者の雇用を安定させる、あるいは雇用関係を明確にさせる。そのために必要な経費、教育訓練とか募集費用とか、待遇改善の費用などももろもろのコストは、建設産業全体のコストとして考えて、出せる方法は何かないのか、これを考えていました。建設業全体でそのコストを負担できるシステム、それが労働力プール構想だったのです。私がかこういうと、何でも百パーセント、プールがよいといっているように見えますが、そうではありません。しかし少なくとも今現在、あの二十五年前の構想に匹敵できるものがどこにあるでしょうか。ない。「いや、全建総連にあります」ということならば、後でご意見を伺いたいと思います。

発想の柔軟さ

あとは意義といえるかどうか、五番目として言いたいのは、これがまさに日本のゼネコンらしい発想ですが、ドラスティック（急激に荒々しく）に構造を変えようと考え

なかったということです。元請がいて、協力業者がいて、その下に技能労働者がいる。下請業者が技能労働者を雇用しお金を払っている。元請は仕事を専門工事業者に出す。このスタイルを変えないままプール構想を考えたわけです。

元請がプールを勝手につくり労働力をプールして、「何百人こっちに来てください」とやったら、専門工事業者が「飯の食い上げだ」と反対して、構想は日の目を見ないのは明らかです。それはやらないという方式を作ったわけです。これは日本のゼネコンの融通無碍というか、しなやかなところだと思います。いままで通り、元請と専門工事業者と技能労働者の関係は変えない。あくまでも技能労働者を雇用する者は専門工事業者である。賃金を払うのも手当てを払うのも、すべて専門業者。その専門業者に仕事を outsourc するのは元請けですよ。いまと何も変わらない。そのスタイルのなかでこのプール構想というものを発想したのです。

プール構想の概要

組織研究委員会

プール構想の中に、六つぐらいの委員会があったのですが、そこではどういうことをしようとしたのか、ざっと見ておきたいと思います。

まず、組織研究委員会というものが出来ました。ここですべての組織体制、中央の役割をどうするか、地方センターはどう作るのか、といった組織体制づくりを考えたのです。技能者を登録することが前提になっていますから、その登録の仕組みを研究しました。

財務研究委員会

この構想にはかなりお金がかかるわけですが、ここではどういふうに金を捻出するかということの研究しています。しかしいくら探しても出てこなかったのは、元請団体、サブコン団体、みんな入っていたわけで、それぞれがいくらずつ出すかまで決めていたはずなのですが、その資料が出てこないのです。

ただこの財務研究委員会のなかですごいなと思ったのは、徹底的に公的資金を使おう、これは税金ではありませんで、雇用促進事業団の労働者住宅設置資金とか、職業訓練施設設置資金とか、福祉施設設置資金とか、あるいは年金福祉事業団のいろんな資金、産業労働住宅資金の融通法とか、中退金とか。これらを、社団法人あるいはセンターというかたちで、徹底的に借りようとしているわけです。いくら借りられるか、綿密に勘定しているわけです。えらいもんです。

保障基準委員会

これは何をやるのかというと、まず元下関係の契約関係を改善する研究をやっています。下請契約約款をどう作るか、これを守らせるためにはどうしたらいいか、これを徹底的に研究しています。次に労働条件の研究もやっています。賃金形態はこうあるべきだ、月給制だとか日給制、あるいは出来高払いの比較、その算出方式まできちっと書いてあります。残業手当、有給休暇、みんな書かれています。諸手当はどうするか、技能訓練はしょっちゅうありますから、訓練期間中の手当はどうするのか、帰郷手当、旅費はいくら払えばいいか、工具はどうするか、作業服はどう支給するのか、だれの負担か、みんな書いてあります。立派なもんです。

標準賃金というものが一つありまして、これが技能度に応じて上がっていく。また技能手当というものもあって、これは班長なのか職長なのか、資格はどんなものが必要か、標準賃金、技能手当をまとめて基本賃金というかたちにして、賃金額が入った雇用通知書を取り交わそうとしているのです。

また能力給、特殊作業手当、時間外手当、これを加給という形にして、ほとんど社員の給与形態と遜色ないようにしようとしているわけです。賞与も年二回出そう。企業ごとに差がついて問題が起きるだろうから、それぞれ各センターごとに一定基準をつくってしまおう。

有給休暇については、一年間の稼働日数の八十%以上働いたら年間六日出そう。これは少ないとかいろんな批判があるでしょうが、何しろ二十五年前ですから仕方がない。

また旅費についても、列車のなかで食事するお金はいくら位が妥当か、訓練期間中の賃金はどうするのか、やはり最低生活を保障してやるうではないか。

いろいろそういう形で補償基準研究委員会の報告はめっちゃめっちゃ詳しい報告を載せています。サブコンの代表たちの意見を全部聞いて検討しているのです。

補償事業研究委員会

これは労災補償制度を扱う委員会です。あるいは健康保険、厚生年金、失業保険、退職金、休業手当制度、これは失業保険が適用されるならば、そっちの方が絶対高いし、労働保険から出させようとしているわけです。そして失業保険をもらえない人にはあぶれ手当」をあげようではないかという議論までやっているわけです。もちろん賃金不払い補償制度等もかなり緻密に書き上げられています。あるいはグループ保険制度なども入っています。これが補償事業制度です。

福利厚生事業研究委員会

この委員会は何をやっているかという点、住宅を持たせることです。とにかく飯場

みたいなところに住まわせてはいけないということなのです。住宅をなんとかつ
くらなければならぬということなのです。それから宿泊所です。託児所、診療所、教養娯
楽センター、各種相談室、こういったものをつくっていくら金がかかって、それを経営
するためにはどれくらい必要か、そこまで考えているのです。また新しくつくと同
時に、既存の施設を徹底的に利用するという姿勢がありありと見えています。詳細に
リストアップしています。建設福祉センターというものをつくらう、かなりラフな設
計図ですが、そこまで書いてあります。都心から三十キロか四十キロ離れたところに
十階建てのセンターをつくる。一階を銀行とスーパーに貸すと償却率が早い。二階は
事務室に、三階から十階まで単身者と所帯持ちの住宅にする、ということまで研究
している。

単身者用と所帯持ち用の近代共同住宅、今の住宅公団のちよつと質の良い団地でしょ
うか、その分を二十五棟ずつつくって、全部で五十棟にする。その土地代がいくら、工
事代がいくら、と全部書いてあるんです。ちなみに申しますと、単身者用、これは五階
建てで二十五棟、これで土地代が六億八千万円、工事費は二十四億三千万円、併せ
て三十一億千万円、家族持ちの住宅は同じく二十五棟で土地代が七億六千三百万円
かかります。その結果として単身者は一万二千二百五十人がそこに入れるし家族持ちは
千五百所帯が入れる。こうして見ると、工事費も土地代も桁が一桁程違う事が分かり、

二十五年前は土地代が安かったなあと改めて感慨深いものがあります。

訓練事業研究委員会

ここでは、こういふ形で訓練センターをつくって、こういふ訓練をやりませう、また事業内訓練はこういふ形でやります、こういふことが書かれております。そして最後に技能格付け小委員会というものがつくられています。そのための技能格付けの研究をしているのです。それで見ると、これは各職種ごとと考えていただきたいのですが、まず見習工がいます。その上に三級工事士がおります。実務経験だいたい二、三年。その上に二級工事士、四、五年の経験。その上に一級工事士、これが九、十年の経験者という具合です。もちろんこれらは試験を受けなければいけません。試験はそれぞれ地方のセンターがやる。さらに一級工事士の上に二級工事管理士、これがだいたい十二年以上位の実務経験者になれることになっており、その上に一級工事管理士、一応総括マネージメントができる資格ということなんです。この対象は十六職種でございます。これについて一級から三級までの工事士、一級から二級までの工事管理士という格付けをしたわけです。そしてそれぞれに対して標準賃金を毎年設定しようということだったのです。

プール構想に対する反応

ではこの構想がなぜポシャったのかという話に移ります。ここまで膨大な時間をかけて討論して、綿密にお金の計算までやったのに、なぜポシャったのかというと、これはよく分からない。結果として全国建設業協会(全建)が最後まで賛成しなかったからだとわれている。特に、大阪の建設業協会が最後までこの構想に賛成できないといていたからだといわれているようです。

建設省・労働省

建設省も労働省も、この構想に対しては基本的に「理解できます」と言ってきたわけです。ところがその上でしぼりをかけたのです。行政側としては当然かも知れませんが、サブコン団体も元請団体も、全員合意のもとでやるように「ということでした。すると全建というのは元請団体としては最も会員数が多いところですから、あそこが賛成しないかぎり実現しないわけです。

民間側が自主的にこういうものを、しかも労働者の問題ばかりでなく、生産関係の適正化までを見据えたということにおいて、当時の行政側はちょっとやっかいな気持ちを持ったのではないかと考えられるわけです。もっともこれは全くの私見ですが、労働省の意見の中には全建総連のことが二番目に触れられています。一番目には基

本計画にいわれているような各種の事業が所期の効果を上げるためには、計画案にいつているように、総合業者と大部分の労働者を保有する専門工事業者が一体となつてこの事業に参加する事が必要と思われるので、慎重に対処されたい」と言っています。つまりオールジャパンで出発しなさいということをやっているわけです。

また二番目には、労働組合(全建総連などは、構想に対して、内心同感の点はあるものの、事前に話がないなどの不満がある様子である。すでに組織としての反対を決めているが、必要に応じてアピールにつとめられたい」三番目、基本計画では重層下請、単純な労務供給下請けの排除、直雇化の推進、片務的下請契約の改善等があげられている。これは建設業界の抜本的改善である。これらについての具体的方法を明確にされたい」あの段階でこれ位明確に書いてあったものは他にないはず。それでもこんな意見を出した。スタートさせてから改善しても間に合うという発想が欲しかったですね。

「プール化により技能労働力を把握して対策を講ずる。又、親方・労働者を一括して登録する計画となっているが、対策のうち標準賃金の設定ということは計画と違ったこと、例えば標準賃金にさらに上積みを行わなければならないなどの懸念があるから、さらに十分検討されたい」このあたりも理解できないですね。

「親方・労働者一括登録については、下請業者の協力が得られるであろうかとの懸念

がある。これについて趣旨の徹底を図り、混乱の起「らぬよう配慮されたい」 必死になって、混乱が起「らないように」という言葉を使う、何十回となくサブコンを集めて出た結論に対して。分からないですね。

以上の基本的な意見の他に、さらにこれを補足する次のような点についても意見が述べられている。プールの事業として相談・募集・紹介の事業があげられている。このうち職業紹介についてはプールの仕事としては認められない。委託募集については従来準則法人のみ認められており、民間法人に認められるとなると他に波及することになるが、これについてはさらに検討したい、とっています。でもこれは、プールでは募集しません、プールでの雇用はしませんという形で出したのです。

「プールの登録者は親方および労働者とし、その条件としてプールの斡旋によって、としているが、この場合の斡旋が実質的に職業紹介となることが懸念されるので再検討されたい」「プールの登録手続きにおいて拒否条件を設け、業務の正常な遂行をみだりに妨げる恐れのあるものの登録を拒否することとしているが、これには疑問があるが、仮に該当するものがいたとしても、この場合会社の推薦する者には該当しないことになると思われるので、これは再検討されたい」

要するに専門工事業者が労働者をプールに推薦するわけです。もし推薦されない労

働者があれば、それは差別だということになる。でも、誰が審査するか、誰が拒否したり採用したりするか、その審査委員会までつくるといったのです。組織研究委員会ではそこまで決めていたのです。

せっかく業者が自主的に努力して持ってきたものだから、行政側としてとにかく支援しようじゃないか、という気持ちがあったかどうか、どう見ても私は疑わしいと思っています。これが結論です。今は違うと思います、二十五年も経っているのですから。

ただ建設省も労働省も、このプール構想からずいぶんヒントをもらっています。労働者手帳をつくりましたでしょう。建設労働者に技能検定資格取得を働き掛けているわけです。建設省は、労働資材対策室という機関をつくって、労働力対策を強化するという方針も出しました。さらに施工管理技士制度という建設省独自の資格をつくり出しました。そういう意味ではこのプール構想が行政側に与えたインパクトは少なくなかったと思います。

ただ結果として、これまでであった労働省の技能検定と建設省の施工管理技師とが二本立てになって困っているのは、サブコンと労働者でしょう。同じものなのに、そっちをやれの、何をやれのと言われて困っている。それぞれが必要だと思っただけで資格ならば、それぞれつくった行政サイドが資格に賃金をリンクさせていますか。リン

クしていないのが現実です。

だったら、なんでプール構想を、行政サイドでも応援しなかったのか、非常に残念に思います。これに変わるものを、この二十五年の間につくり、それを機能させているの
ならいいのですが。

労働組合の対応

次に、みなさんの労働組合と社会党がこのプール構想についてどう動いたのかという
うことに移ります。当時社会党と総評は一緒になって、建設労働法というものを制度
化しようとしていました。その骨子については、ほんの一部、新聞連載に載せていま
す
ので後で見て下さい。全建総連が出てくる部分だけを取り出してみますが、何しろ二
十五年前の文章です。なにかタイムスリップしたような感じですよ。

「建設労働者の組織化と建設労働法について、総評はこれまでも数回建設労働者組
織化のための検討と組織活動を行ってきた。一九六〇年代には町場労働者である全
建総連との共闘、組織拡大協力、県評・地区労加盟の促進が行われた。全建総連はきわ
めて不均等にはあるが急速に組織を拡大し、三〇万人規模に到達しているが、組織
化の大きな足掛かりであった日雇健保の擬制適用の打ち切りによって組織的に困難な
時期に遭遇している。日雇健保の擬制は一面で運動の発展に大きく貢献したが、他面

では親方・一人親方と職人という階層間の矛盾を曖昧にし、労働組合としての交渉力、団結強化の点ではそれを希薄にする役割を伴った。

こうした条件下で、全建総連は次第に階級的性格を強めつつあったのであるが、これらの傾向に起因している今回の日雇健保擬適打ち切りという保守側の攻撃に直面することになったのである。全建総連はこの重大な攻撃によって、一定期間組織的停滞を迫られるであろうが、他方これを契機に、本来の労働組合運動への脱皮という方向を強め、再び前進を始めるものと期待される」

総評は、建設労働者の組織化については全建総連だという視点をつらぬいています。しかし最後にプール構想については、こう言っています。「労働力不足のなかで現在のような人集め機構では、必要な人員と必要な熟練度を期待できなくなっている現状で、もし登録制と優先雇用により優良な労働力を得ることができるようになれば、元請としてのメリットはあるのだから、建設産業資本としてはミクロはともかくマクロには反対する理由はない」ということを総評は言った。つまりここで言っているのはプール構想についての評論です。総評はここで元請の立場まで考えてやっているわけです。元請としてもメリットがある。この建設産業資本という表現が懐かしいですね。ところが、「ミクロにはともかくマクロには反対する理由がない」ところではなく、元請はそれをやるためにこそプール構想を立てたのです。総評は何を勘違いしたのでしょうか。

なんでこんなことを言ったのでしょうか。

何が残されたか

元請団体、日建連と全中建は必死になってやろうとしていました。全国団体である下請十五団体が、とにかく技能労働力をプールすることによって賃金の変動相場を解消し、元請下請関係も適正化し、発注者と受注者の片務的な契約関係も改善しようとして走ってきたこのプール構想を、私の個人的推測ですが、官側も表面的には賛成といていたが、本音では賛成しなかった。

では結果として誰が一番損をしたか。建設労働者です。二番目は専門工事業者です。なんでかというところ、この後これに変わるものは官側も業界も出してこないし、何も改善されておりません。相変わらず、仕事がなくなれば物並に賃金は下がっています。

プール構想がベストとはいいませんが、当の建設業界も行政も労働団体も、もっとも中心に据えなければならなかった技能労働者というものを不在にして、このプール構想を闇に葬ったという事実を、改めて二十五年後の今、みんなで考えてみようではないか、これが私が新聞連載の第一部で言いたかったことの最大の今日的意義なのであります。

あれから二十五年の歳月が経っており、社会環境も価値観も変化しているのですから、

行政も業界も労働団体も、もう一度「建設産業構造の近代化」はどうあるべきかの視点から知恵を出して頂きたいというのが私が連載した真の気持ちです。

——参考資料

日建連の建設労働力対策基本計画（昭和46年）における
労働力プール構想について

労働省 資料

(1) 目的

建設業者の共同により設置されたプールに、「不完全雇用下にある常用関係労働者」を預かり、プール内において雇用条件の補完、技能向上、新規労働力の造成等の措置を講じ、建設労働力の確保、強化を図ることを目的としている。

(2) 労働力プール構想の内容
機構と運営等

プールは関係専門工事業者団体の計画により、職種別に設置し、都道府県建設

労働センター（新設）に附設する。都道府県センターの設立、運営、事業遂行上の指導援助を行うため、中央建設労働センターを設ける。

登録

イ プールに参加するものは登録するものとする。主たる登録者は、都道府県センターに参加する専門業者団体会員会社の直用以外の常用関係にある親方と技能労働者であつて会社が推薦する者とするが、一般の技能労働者及び技能習得の意思のある無技能労働者に対しても参加の道を開く。

ロ 登録者に対しては手帳を交付するとともに、技能格付け審査会による格付を行う。

事業

イ 保証基準関係事業

登録労働者の雇用の安定、賃金その他雇用条件の向上、確保のための事業。

ロ 補償関係事業

登録労働者に対する労災補償制度の補完、社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入促進、建設業退職金共済制度、訓練手当の創設等。

八 福利厚生関係事業

単身者用近代的共同宿舍、家族持アパート等住宅施設の設置、厚生福祉会館

の建設等の事業。

二 訓練関係事業

登録労働者に対する短期の向上訓練、会員会社からの委託による養成訓練の実施等の事業。このために主要地に総合訓練施設を設置。

ホ 相談、募集、紹介等の事業

労働者の共同募集、職業安定機関の協力による紹介、登録労働者の相談等の事業。

(3) 資金計画

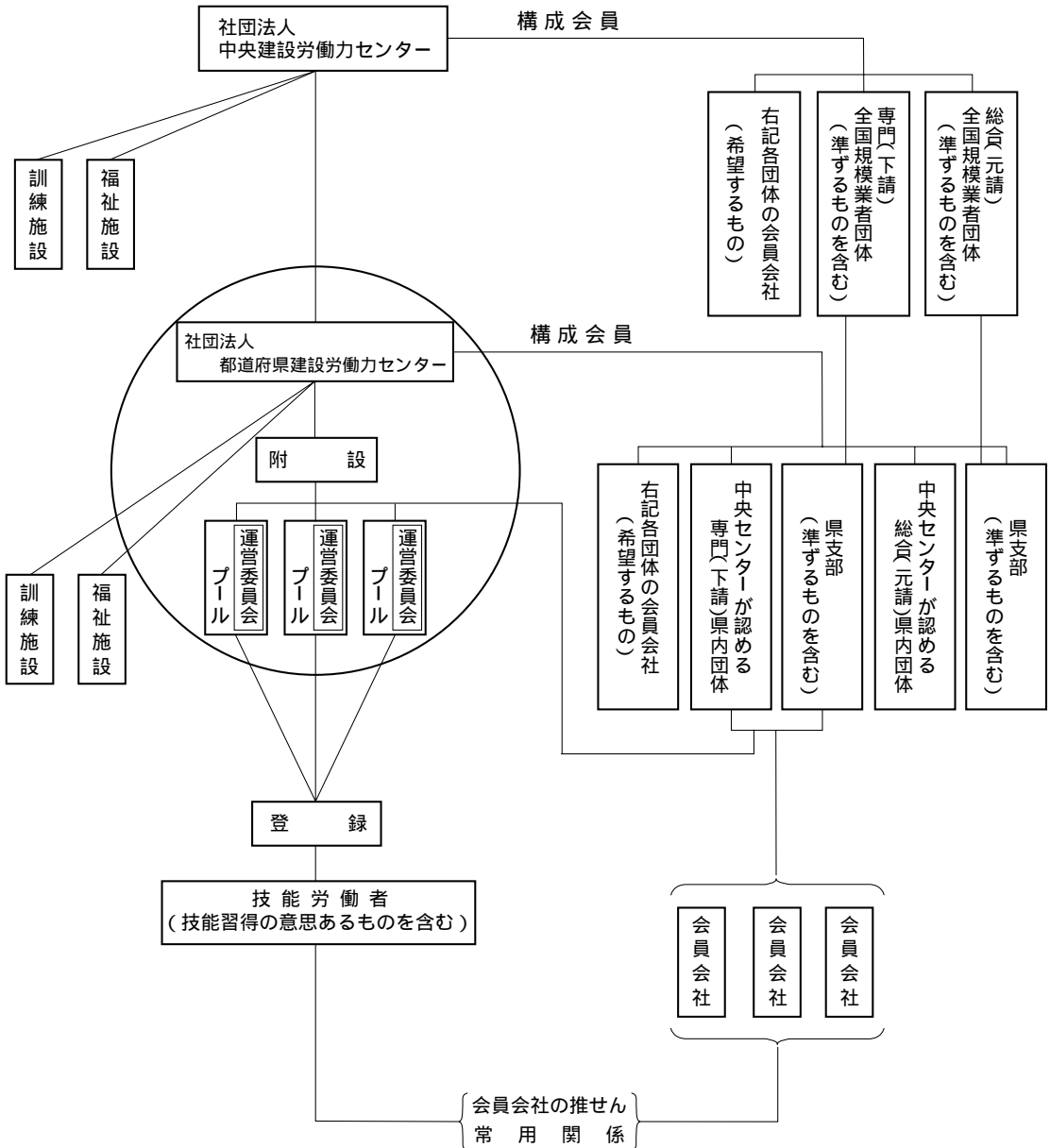
中央センターの参加会員は、総合工事業者9団体(日建連、日建連会員7団体、全中建)、37法人(日建連法人会員)、専門工事業者15団体とする。

中央センターの経費(事務局経費、直営事業経費、都道府県センター補助金)の財源は、会費収入による。年間約1億円規模。

中央センター、都道府県センターの運営する福利厚生施設、訓練施設の建設資金は法人会員(37法人)が拠出する。5年間で約10億円規模。

都道府県センター及び施設運営に要する経費は自己収入の範囲で処理し、訓練費については受益者(雇用者)負担を原則とする。

建設労働力センター機構



建設労働力対策基本計画の背景とこの一年の推移

全建総連第十二回定期大会資料

労働力プール化構想とは

昨年（昭和四十五年）の九月日本建設業団体連合会（日建連）は労働力の確保、定着化対策と称して、建設労働力対策基本計画（第一次草案）を策定、実施にのりだしました。それから一年、基本計画は第六次草案まで補強、修正を講じてきました。いわゆる労働力プール化構想とは一定の雇用関係をもたない町場、野丁場の技能労働者、職人を建設独自の労働力センターに登録、プールし独占の側の労働市場の形成をねらう手段を意味します。このことはプール機構を柱とした業界の再編成にあつて、労働者、職人からの一層の収奪体制を強化する施策にすぎないのです。この意味で、労働者不在、全建総連解体を狙う、この機構そのものに反対してきているのです。

この一年の推移

建設労働力対策基本計画の第一次草案は、昨年九月二十一日発表されました。いわゆるプール化構想と呼ばれるこの計画は、日本建設業団体連合会（日建連）を中心とする建設大資本による建設業界の再編成が最大の狙いとされています。第一次草案によ

れば、流動する労働力についてはこれを職種別にプールし、建設労働力の効率、安全を確保する」の基本方針に基づき、全国規模の職種別業者団体が事業として労働力をプールし、センターは都道府県単位に設置し運営していくというものです。

このプール化構想は、四十五年八月の日建連、労働委員会で検討、発表されたものですが、この委員会で策定されたプール化構想は、一人親方等浮動性ある潜在労働力をプールする。プールは職別団体の事業として職種別に都道府県、地方単位に行なう。プールの運営は事業主サイドとする。の三点を柱とするものでした。

ではプール化構想が出された背景は为什么呢。まず第一に日本経済の高度経済成長の行きづまり、第二に資本自由化への対処、第三に公共投資の増大、発注の増加の体制づくり、この三つの要因は、建設産業、とりわけ建設業界にとって抜本的な対策を急がせました。その結果として打出されたのが、建設業界におけるプール化構想であり、労働市場の資本サイドの形成にほかならないのです。

日建連は八月十七日、職種別専門工事業界との連絡機関「十一会」に於て、プール化構想の協力要請を行いました。席上問題になったのは、「十一会」で取り組む場合不足している大工組合の組織をどうするかでした。このことから大工組合の検討がなされてきたのです。この状況の下に第一次草案が出されてきました。発表後日建連は全国建設業協会（全建協）全国中小建設業協会（全中建）に正式な協力要請を行いました。

全建協小川副会長は、建設労働問題を通じて、元請側が下請業者と弱体の職別専門工事業団体を要するという、基本的な考え方には原則的に賛成」と述べましたが、正式協力の返答はさけてきました。

一方協力をうけた専門工事業団体の日鷲連、日左連、全国板金、建設連合の四団体は、直接のプール事業を行なうためその第一手段として、国保に加入する技能労働者を結集するための、四国保合同の話しを始めてきたわけです。この合同を足がかりとして四十六年四月頃までに各センターを設置し、業務開始を予定していたのです。そのため構想の具体化を図るため、日建連、全中連の元請二団体と日鷲連、建団連、日鷲連等の専門工事業十三団体で組織、運営の方法についての共同研究に入り、三月にプール機構の骨格を固め第二次草案を打出してきたのです。組織構成によると

指導調整機構として中央に日本建設労働力センターを設置する。

下部機構として都道府県単位に建設労働力センターを設置する。

地方センターの下部組織に地域内の職種別、建設労働力センターを設置する。というものです。

日建連は具体的構想の作成とあわせ、建設、労働両省に構想実施の意向を表明してきました。構想は当初の予定よりだいぶおくらせてきましたが五月の第二次草案の発表と、日建連の第五回通常総会以後、その速度を増してきました。通常総会での今年度事

業計画の骨子は

労働力プール化構想推進が軸である。

プール供給事業の障害となる労働法規（職安法等）は、労働力過剰時代の立法であり、現代の社会状況と相当の距離がある。

現実的機動的行政が望まれる根本的法改善の促進が必要である。

六月に入ると構想第四次草案を発表し、東京大阪地区に実施センターをスタートさせるとし、東京は東京建設福利厚生協会を、大阪は大阪府建設労働雇用促進協会を母体とし、進めると表明しました。しかし、大阪業界はあまり乗り気をみせず正式参加を保留しました。だが日建連はすでに全中建、下請専門工事業界十五団体の参加をとりにつけており、全建協にも実施計画についての意見を求め、正式参加の要請を進めながら中央センター設立団体を発表してきました。中央センター設立団体は

総合業者九団体（日建連、日建連加盟七団体、全中建）

日建連法人会員三十七社

専門業者十五団体（日鳶連、日左連、板金等）

強引にプール化構想をおし進めた日建連は、六月十六日第五次草案を発表したのですが、プールの柱となる四国保の合同が流産し、日建連内部に動揺の色がこくなつて

きました。六月二十五日にはプール化構想の第一号である東京建設福利厚生協会を中心とする、「東京建設労働力センター」を設立したのですが、建設省から四項目、労働省から六項目の条件をつけられ、さらに全建協から正式反対の表明が出されるなど、プール化構想は表面上いきおいを失ってきました。しかし、日建連は七月日鷲連の国保加入、大工の組合を全国組織した全国建築工事業団体連合会を、八月に入り建設連合を分裂に追い込み、全国建築産業協会の両大工組織を作り上げ、プール化に不足していた大工の組織化を一応なしとげ、職種別の各団体を手中におさめたのです。また全建協の反対理由も全建協の全国組織が日建連各センター設置によって機能をもたなくなるといふ理由からであって、全建協としては自分の組織の維持が必須条件であり、これを無視した頭越しのプール化構想に反対してきたのでした。

「建設、労働両省の条件も業界全体の合意を必要とする」が中心項目で、主旨そのものには賛成の意向をとってきています。その意味で日建連にとって、全建協の参加が業界一体の参加を意味するとし、全建協との話し合いをもつことにしたわけです。

続いて日建連は第六次草案を大々的に発表し、全建協の参加を得るべく、日建連、全建協二者の会議を申し入れ、九月段階で二、三回の懇談をもってきました。この会議で出た方向は「日建連が各県別に設置するセンターは、全建協の地方組織を利用する、プールは反対が強いので当面たな上げし別の形を考えていく」というものです。しかし

全建協としては理事会の反対決定があるため、これを無視するわけにいかず、当面両者の事務局ベースで共同研究を前向きに進めていくことになっています。

建設労働力プール化構想による支配

—— 労働力は労働組合が握るべきもの ——

全建総連第十二回定期大会議案抜粋

この構想は、昨年日建連が打ちだしたのですが、四建設国保組合の合同問題と前後して、そのうごきは活発となりました。

この構想は 技能労働力の確保に名をかりて親方、一人親方を含めた労働者を都道府県のプールセンターに登録させる。そして建設大手が直接労働力をにぎり支配する。職別団体を完全に日建連の支配下におくすでに職別団体の多くはしっぽをふってこれにとりいつている。労働組合を排除、無力化する、ことを内容としています。いずれにしても、日建連はこの構想実現によって、私たちへの搾取を一層強めることを狙っているのです。

労働市場は本来、労働組合が握るべきものです。しかし、日建連がこれをつかみ、支配しようとするのですから、これは労働組合への全面的な挑戦です。

日建連の構想は次々と補強修正され、第六次案まで発表されています。これについて労働組合側は当然のこと、業界一方の雄である全国建設業協会も強く反対していません。

全建総連は総評とともに、七月二十一日労働省へ正式に反対申入れを行ない、さらに建設労連の場でも日建連、建設省等への反対行動を進めつつあります。

いまのところ、建設省、労働省も、業界全体の意見がまとまらないと協力できないとの態度をとっていること。たのみにしていた四国保組合の合同が流産したこと、などで思うように進んでいません。

しかし、いつ大きな財力を生かして強行してくるか予断を許しません。

さらに日建連は日建連ともはからったのでしょうか、日建国保に加入している大工組合を中心に全国大工組合の組織化をはじめました。

プール化構想といい、日建連の大工組合組織といい全建総連への組織挑戦です。それだけに建設労働市場を私たち労働者がにぎる方策、(例、建設労働法)組織拡大への全力投球が緊急の課題となってきました。

——ご破算にした東京出稼者センター——
建設労働力プール化構想の一翼くずれる

全建総連第十三回定期大会議案抜粋

日本建設業団体連合会(日建連)が中心となって打ちだした建設労働力プール化構想はもともと労働力確保を前面に、あわせて労働組合排除と業界再編成をねらったものです。当然、全建総連をはじめ、総評・中立労連・建設労連・出稼ぎ組合はこれに強く反対、また、業界内部にも慎重論が多く一時この構想はたなあげのかたちをとったかに見えました。

しかし、日建連はあきらめきれず労働省、東京都をつごかし、東京月島の都有地の払下げ地に季節労働者センターをつくる計画を進めてきました。

労働省もこれをつけて、四十七年度予算の中から一億円を日建連と全国建設業協会が母体となって設立された東京建設福利厚生協会に補助金としてだすことに内定していました。

これに対し全建総連及び前記関連組合はこの計画は正にプール化構想の一翼をになうものであること、センターといっても季節労働者の近代的タコ部屋づくりであることを理由に強く反対しました。

二月以降、労働省へ、東京都への抗議、さらに三月、衆議院予算委員会での追及等、粘り強い抗議をつづけました。

この結果、とうとう日建連もあきらめざるを得なくなり、計画はご破算となりました。

大資本と権力のほしいままの計画と出稼ぎ労働者いじめに反撃を加え大きな成果をあげた一例でした。

なお、業界は「いずれは」と、労務研究対策会議等続けながら、次の機会をねらっています。